

食品衛生法施行条例に基づく知事が別に定める特定の食品

平成二十五年八月十六日
告示第千百六十六号

改正 令和 三年 三月三十日告示第三百四十五号

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）別表第四号の知事が別に定める特定の食品を次に掲げるものと定め、平成二十五年十月一日から施行する。

一 次のイからハまでのいずれかの食品であって、一の施設において、一品目のみ調理される食品であること。

イ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する食品

(1) 次の(イ)から(ル)までに掲げる食品のいずれかに該当すること。

(イ) 煮物類（おでん、豚汁、煮込み等）

(ロ) 焼き物類（焼き鳥、いか焼き、焼き餅、焼きとうもろこし等）

(ハ) 揚げ物類（空揚げ、フライドポテト、コロッケ等）

(ニ) 蒸し物・ゆで物類（ゆでとうもろこし、じゃがバター等）

(ホ) たこ焼き・お好み焼き類

(ヘ) 麺類（ラーメン、かけそば等）

(ト) 焼き菓子類（カステラ、焼きだんご、焼きまんじゅう、煎餅等）

(チ) 揚げ菓子類（ドーナツ、揚げまんじゅう等）

(リ) あめ菓子類（べっこうあめ等）

(ヌ) ポン菓子

(ル) ポップコーン

(2) 製造され、加工され、又は調理された食品を原材料として用いる場合にあっては、食品衛生上支障がない施設においてあらかじめ製造され、加工され、又は調理された食品を用いたもの

(3) 販売する直前に、食品を十分に加熱したもの

ロ かき氷

ハ 果実チョコ類（チョコバナナ、チョコイチゴ等）

二 次のイ又はロに該当する食品（飲物に限る。）

イ 容器包装に充填され、密栓され、又は密封された飲物であって、販売する直前まで当該容器包装を開封され、開栓され、又は開缶されていないもの

ロ 食品衛生上支障がない施設においてあらかじめ製造され、加工され、又は調理された食品（容器包装に充填され、密栓され、又は密封された飲物を除く。）を原材料として用いたもの

令和三年六月一日から施行する。